

静岡県告示第607号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年5月17日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

丸子赤目ヶ谷A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	駿河区	丸子	赤目ヶ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線、平成26年10月28日付け静岡県告示第786号で指定した標柱7号と7号及び同告示で指定した標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた区域
			6201-2	1号
			6200	2号
			6200	3号
			6199	4号
			6201-36	5号
			6201-20	6号
6201-18	7号			